

○宿泊施設等利用約款

平成 29 年 6 月 8 日達第 2 号

最終改正 令和 8 年 9 月 15 日達第 13 号

(目的)

第 1 条 この約款は、独立行政法人国民生活センター（以下「当センター」という）相模原事務所に付設した宿泊施設及び会議室（研修事業のために設置された教室等を含む。以下「宿泊施設等」という。）を利用するための契約を締結するにあたり、必要な事項を当センターと利用者との間で定めることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 当センターが利用者との間で締結する宿泊施設等の利用契約及びこれらに関連する契約（以下「利用契約等」という。）は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当センターが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(利用契約等の申込み)

第 3 条 宿泊施設等の利用を希望する者は、当センターに利用契約等の申込みを行うものとします。

2 前項の申込みの際には、次の事項を当センターに申し出るものとします。

- (1) 引率者名及び引率者連絡先
- (2) 利用目的
- (3) 宿泊者名、宿泊者住所及び連絡先
- (4) 宿泊日、到着予定時刻及び出発予定時刻
- (5) その他当センターが必要と認める事項

3 宿泊室の利用者が、宿泊中に前項第 4 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当センターは、その申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(利用契約等の成立等)

第 4 条 利用契約等は、当センターが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

2 前項の規定により利用契約等が成立したときは、別表第 1 に掲げるところの利用料金

を、当センターが指定する日までに、お支払いいただきます。

(利用契約等締結の拒否)

第5条 当センターは、次に掲げる場合において、利用契約等の締結に応じないことがあります。

- (1) 利用の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により会議室及び宿泊室の余裕がないとき。
- (3) 天災、設備の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。
- (4) 各種法令又は条例等の規定にある利用を拒否できる場合に該当するとき。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) 施設内の他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき。
- (7) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (8) 政治的又は宗教的な団体、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体及びその関係者並びに事業内容が明確でない団体が、主催、共催、後援又は協賛をする行事に利用するとき。また、これら団体の利益になると認められるとき。
- (9) 施設内で物品販売、広告宣伝、役務提供、各種勧誘等の営業活動を行うおそれがあると認められるとき。ただし、当センターが特別に利用を認めた場合は除く。
- (10) 利用が当センターの業務運営に支障を来たすおそれがあると認められるとき又は宿泊施設等の管理・運営上支障を来たすおそれがあると認められるとき。
- (11) 前各号の他当センター業務の公共性・公益性に鑑み、当センターが利用を認めることが適当ではないと判断するとき。

(利用者の契約解除権)

第6条 利用者は、当センターに申し出て、利用契約等を解除することができます。この場合、利用開始日の前日正午までに解除を通知するものとします。

- 2 当センターは、利用者がその責めに帰すべき事由により利用契約等の全部又は一部を前項の期限を過ぎて解除した場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当センターは、利用者が連絡をしないで利用当日の到着予定時刻を2時間経過した時刻になっても到着しないときは、その利用契約は利用者により解除されたものとみなし処理することがあります。また、宿泊については、宿泊日当日の午後10時30分(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当センターの契約解除権)

第7条 当センターは、次の事項に該当することが判明した場合において、利用契約等を解除することがあります。

- (1) 第5条(1)～(11)各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 宿泊施設等の利用申込時に提出した書類に虚偽の記載があったとき、または申込時に申し出た利用の目的・内容と異なる目的、内容で利用するとき。
- (3) 利用が承認された会議室以外の場所で会議または催事行為を行うとき。
- (4) 災害その他の不可抗力によって、施設の利用ができないとき。
- (5) 宿泊施設等の利用にあたって、当センターが定める利用規則を遵守しないとき。
- (6) その他管理の都合上やむを得ない事由が発生したとき。

2 当センターが前項の規定に基づいて利用契約等を解除したときは、利用者がいまだ提供を受けていない利用料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊室の利用者は、宿泊日当日、当センターのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊する者の氏名、年令、性別、住所、電話番号及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当センターが必要と認める事項

(宿泊室の利用時間)

第9条 宿泊室の利用者が宿泊室を利用できる時間は、午後3時から翌朝午前10時までのチェックインからチェックアウトまでの間とします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日利用することができます。

(利用規則の遵守)

第10条 利用者は当施設内においては、当センターが定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(利用時間)

第11条 当センターの主な施設等の利用時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい利用時間は備付けパンフレット、各所の掲示、宿泊室に設置した「御案内」によります。

(1) 受付等サービス時間：

- a. 門限 午後10時30分

- b. 受付 午前 9 時から午後 6 時 15 分
- c. 管理人室 午後 6 時 15 分から翌朝午前 9 時

(2) 食堂時間:

- a. 朝食 午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分
- b. 昼食 午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分
- c. 夕食 午後 6 時から午後 7 時 30 分

(3) 附帯サービス施設時間:

- a. 簡易調理室 午前 7 時から午後 10 時 30 分
- b. ランドリー室 午前 7 時から午後 10 時 30 分
- c. 会議室 午前 9 時から午後 10 時
- d. 図書資料館 午前 7 時から午後 8 時

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 利用者が支払うべき利用料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の利用料金等の支払いは振込または当センターが指定する方法によりお支払いいただきます。

3 当センターが利用者に会議室又は宿泊室を提供し、利用が可能になったのち、利用者が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

(当センターの責任)

第 13 条 当センターは、利用契約等の履行に当たり、またはそれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当センターの責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

(契約した宿泊室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当センターは、利用者に契約した宿泊室を提供できないときは、利用者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋することがあります。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 利用者が、施設内に持ち込んだ物品又は現金並びに貴重品の取扱いについては、利用者各自の管理とします。ただし、当センターの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当センターは、その損害を賠償します。

- 2 前項ただし書きの場合であっても、利用者からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当センターに故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当センターはその損害を賠償します。

(利用者の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 利用者の手荷物が、利用に先立って当センターに到着した場合は、その到着前に当センターが了解したときに限って責任をもって保管し、利用者がチェックインした際にお渡します。

- 2 利用者がチェックアウトしたのち、利用者の手荷物又は携帯品が当センターに置き忘れられていた場合においては、原則として発見日を含めて15日間を上限として保管し、その後貴重品については最寄りの警察署に届け、その他の物品については当センターの判断において処分できるものとします。ただし、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、15日の経過を待たずに、当センターの判断において処分します。

- 3 前2項の場合における利用者の手荷物又は携帯品の保管についての当センターの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、第2項の場合にあっては「独立行政法人国民生活センター宿泊施設等ロッカー使用規程」に準じるものとします。

(駐車の実責任)

第17条 利用者が当センターの駐車場を利用する場合、当センターは場所を貸与するものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当センターの故意又は過失によって損害を与えたときは、当センターはその責任の範囲で損害を賠償します。

(宿泊室の清掃)

第18条 衛生環境の保全のため、原則として3日経過ごとに宿泊室の清掃を行います。

また、当センターが必要と認める場合には、随時宿泊室の清掃を実施できるものとします。

- 2 宿泊室利用者は前項の宿泊室の清掃を拒否できないものとします。

(通信機器の利用)

第19条 当センターにてパーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット等通信機器の利用にあたっては、利用者の責任において行うものとします。当該機器の利用時に、システム障害その他の理由によりサービスが中断し、又はウィルス感染、天災等不可抗力に起因する事由等により、利用者が損害を受けた場合においても、当センターは一切の責任を負わないものとします。

2 通信機器の利用に際し、当センター及び第三者に損害が見込まれる場合、また実際に生じた場合は、生じた損害について賠償していただきます。

(利用者の責任)

第 20 条 利用者の故意又は過失により当センターが損害を被ったときは、当該利用者にその損害を賠償していただきます。

附則（平成 29 年 6 月 8 日達第 2 号）

この達は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 12 月 24 日達第 14 号）

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 8 年 9 月 15 日達第 13 号）

この達は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1 利用料金等の内訳(第4条第2項及び第12条第1項関係)

利用者が当センターに 支払うべき総額	内容	
	宿泊料金	基本宿泊料(室料)
	会議室料金	基本利用料
	休館日等 (※)の冷暖 房料金	休館日等に冷暖房を利 用する時の利用料

※ 休館日等とは、土日祝日及び平日9時以前、18時以降をいいます。

1. 基本宿泊料及び基本利用料は申込時に提示した料金によります。なお、利用が休館日等になる場合は別途、休館日等の冷暖房料金を徴収いたします。
2. 内容の各料金にはそれぞれ消費税が含まれています。
3. 休館日等の冷暖房料金については、冷房期間6月20日～9月30日と暖房期間11月20日～3月31日は一律に徴収となります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除を告げた日 利用者種別 人数	告知 なし	当日	前日 正午 以降
団体・個人	100%	100%	100%
1人以上	100%	100%	100%

1. 100%とは、基本宿泊料及び基本利用料に対する違約金の比率です。
2. 予定した利用日数にかかわらず、違約金は1日(初回)分とします。
3. 前日が当センター業務日でない場合は、その直前の業務日とします。